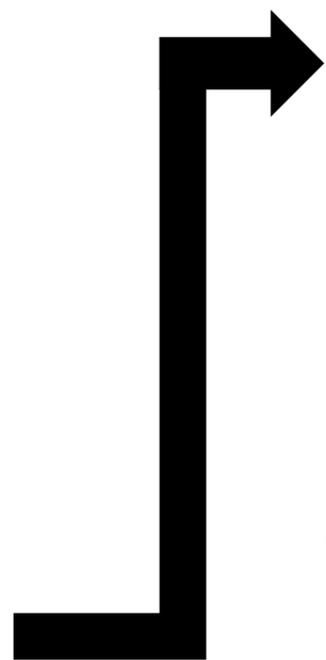


富里市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画素案の概要

第9期計画	
第1章 計画策定の概要	
1	計画の背景と趣旨
2	富里市におけるSDGs
3	計画の位置づけ
4	計画の策定体制
第2章 本市の現状	
1	高齢者の現状
2	本市の将来像
3	介護保険施設等の現状
4	第8期計画の検証とアンケート調査からみる課題
第3章 計画の基本的な考え方	
1	計画の基本理念
2	重点目標・基本指針の設定
3	日常生活圏域の設定
4	計画の体系
第4章 基本指針ごとの施策	
基本指針1	介護予防（いつまでも健康で生き生きとくらするまち）
基本指針2	介護・医療（介護サービスが充実し安心してくらするまち）
基本指針3	生活支援・住まい（地域で共につながり支えあうまち）
第5章 介護保険事業と介護保険料	
1	介護保険事業（介護保険サービス）
2	介護保険事業費と介護保険料
第6章 計画の推進	
1	協働による計画の推進
2	計画の点検・評価



【基本理念】地域でつながり守り合う、いつまでも自分らしく暮らせる元気なまち

重点目標1 介護予防の推進

重点目標2 安定的な介護サービスの確保

重点目標3 地域のつながりを大切にした支えあう地域づくりの推進

基本指針	施策
基本指針1 介護予防 （いつまでも健康で 生き生きとくらするまち）	(1) 活動の場の提供 (2) 学習機会の提供 (3) 認知症対策の推進 (4) 介護予防の推進 (5) 健康づくりへの支援
基本指針2 介護・医療 （介護サービスが充実し 安心してくらするまち）	(1) サービス向上と質の確保 (2) 介護給付の適正化 (3) 多様なサービスの提供 (4) 地域包括支援センターの機能強化 (5) 介護保険サービスの円滑な利用 (6) 家族介護者への支援 (7) 在宅医療の推進 (8) 歯科口腔保健の推進
基本指針3 生活支援・住まい （地域で共につながり 支えあうまち）	(1) 生活支援サービスの提供 (2) 高齢者虐待防止と権利擁護 (3) 安心・安全な生活を守る施策 (4) 地域での支え合い体制の確立 (5) 住まいの質の向上 (6) 入居支援

基本指針1 介護予防（いつまでも健康で生き生きとくらせるまち）	
（1）活動の場の提供	①福祉センターの利用促進
	②シルバー人材センターの利用促進
	③就業機会の確保
	④シルバークラブ活動の促進
	⑤ボランティア活動の促進
	⑥ボランティアの担い手育成
（2）学習機会の提供	①介護予防出前講座
	②文化・スポーツ活動機会の充実
	③生涯学習機会の充実
（3）認知症対策の推進	①普及啓発・本人発信支援
	②認知症予防
	③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
	④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
（4）介護予防の推進	①一般介護予防事業
	②高齢者サロン事業
	③介護予防出前講座（再掲）
	④高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進
	⑤とみさと高齢者応援事業
	⑥保健福祉事業
（5）健康づくりへの支援	①健康診査・特定保健指導
	②健康教育
	③健康相談
	④がん検診
	⑤予防接種の推奨・感染症対策

基本指針2 介護・医療（介護サービスが充実し安心してくらせるまち）	
（1）サービス向上と質の確保	①介護保険サービス提供事業者の育成
	②介護人材の確保
	③介護現場業務の効率化
	④介護相談員派遣事業
	⑤介護サービスの基盤整備の在り方検討
（2）介護給付の適正化	①要介護認定の適正化
	②ケアプランの点検
	③住宅改修等の点検
	④縦覧点検・医療情報との突合
（3）多様なサービスの提供	①介護予防・日常生活支援サービス（訪問型サービス）
	②介護予防・日常生活支援サービス（通所型サービス）
	③介護予防ケアマネジメント事業
	④総合事業の調整の場の確保
（4）地域包括支援センターの機能強化	①地域包括支援センターの活動
	②地域ケア会議
	③総合相談支援事業
	④高齢者の権利擁護
	⑤包括的・継続的ケアマネジメント業務
	⑥地域包括支援センターの負担軽減と質の確保のための体制整備
	⑦地域包括ケアシステムの自己点検
（5）介護保険サービスの円滑な利用	①介護保険事業の普及啓発
	②介護予防ケアマネジメント事業（再掲）
	③介護離職対策
（6）家族介護者への支援	①おむつ給付事業（紙おむつ等購入助成事業）
	②成田地区SOSネットワーク事業
	③家族介護者への相談機会の提供
（7）在宅医療の推進	①在宅医療・介護連携推進事業
	②人生会議の普及啓発
	③健康・介護・介護予防電話相談事業
（8）歯科口腔保健の推進	在宅訪問歯科診療

基本指針3 生活支援・住まい（地域で共につながり支えあうまち）	
（1）生活支援サービスの提供	①生活支援体制整備事業
	②給食サービス
	③福祉機器の貸出
	④緊急通報装置設置事業
	⑤福祉カー（スロープ付き車両）の貸出
	⑥移送サービス事業
	⑦デマンド交通
	⑧健康・介護・介護予防電話相談事業（再掲）
	⑨買い物支援体制の整備
（2）高齢者虐待防止と権利擁護	①高齢者虐待への対応
	②高齢者の権利擁護（再掲）
（3）安心・安全な生活を守る施策	①高齢者見守り協力事業者ネットワーク事業
	②救急医療情報キットの配布
	③消費生活相談
	④身近な生活環境の整備
	⑤交通安全対策
	⑥防犯・防災対策等の推進
	⑦災害時避難行動要支援者の把握
	⑧ひとり暮らし高齢者の把握
（4）地域での支え合い体制の確立	①社会福祉協議会との連携
	②地区社会福祉協議会の活動
	③心配ごと相談
	④重層的支援体制整備事業
（5）住まいの質の向上	①住宅改修費の支給
	②住宅改修支援事業
（6）入居支援	①高齢者向け住まいの相談支援

■ 所得段階別の基準及び介護保険料額

第8期計画介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額(※長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額。以下同じ。)から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円以下	基準額×0.30	16,900円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円超120万円以下	基準額×0.50	28,200円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が120万円超	基準額×0.70	39,400円
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円以下	基準額×0.9	50,700円
第5段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は非課税で、第4段階以外	基準額×1.00	56,400円
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	67,600円
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	73,300円
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	84,600円
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	基準額×1.7	95,800円
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上	基準額×1.8	101,500円

第9期計画介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額(※長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額。以下同じ。)から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円以下	基準額×0.285	16,000円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円超120万円以下	基準額×0.485	27,300円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が120万円超	基準額×0.685	38,600円
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円以下	基準額×0.9	50,700円
第5段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は非課税で、第4段階以外	基準額×1.00	56,400円
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	67,600円
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	73,300円
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	84,600円
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	基準額×1.7	95,800円
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上520万円未満	基準額×1.8	101,500円
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×1.9	107,100円
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.0	112,800円
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.1	118,400円

